

numa 沼津市民間支援 NUMAZU まちづくりファンド

令和5年度実施分応募の手引き（ハード部門）

募集期間 令和5年6月8日（木）～令和5年6月30日（金）

※ 令和5年8月1日以降に実施する施設整備が対象になります。



きらり沼津。次の100年へ

沼津市政策推進部 地域自治課

民間支援まちづくりファンド ホームページ

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/commit/fund/index.htm>



1 民間支援まちづくりファンド事業とは

私たちが暮らす沼津がいつまでも魅力的で元気なまちであり続けるためには、まちづくりの主演である市民のみなさんの力が不可欠です。

「民間支援まちづくりファンド」は、みなさんの「沼津をこんなまちにしたい」「沼津でこんなことにチャレンジしてみたい」といった思いを応援するための制度です。

支援の対象は、地域に人のつながりを生み出す取り組み、その拠点となる交流の場づくり、起業や新たな雇用の創出など、民間主体で行う「まちづくり活動」で、将来にわたって持続的な効果が期待できるものです。

民間ならではの創意工夫にあふれた「まちづくり活動」で、「市民とともに、行動するまち沼津」への歩みを一緒に進めていきましょう。

沼津市は令和5年7月1日に市制100周年を迎えます。100周年を契機に、今後計画している事業について、皆様からのご提案をお待ちしております。

2 対象となる「施設整備」

沼津市内で実施される、市内の「まちづくりに資する施設整備」とします。

ただし、次のいずれかに該当するハード整備は対象となりません。

- ① 市内で実施されないもの
- ② 既に施設整備の着手をしているもの
- ③ 特定の個人又は団体に効果が帰属するもの
- ④ 令和6年3月31日までに整備が完了しないもの
- ⑤ 個人又は団体の生計維持を目的としたもの
- ⑥ 既に国、県、市からの補助金を受けている又は受ける予定であるもの
- ⑦ その他、市長が適当でないと認めるもの

「まちづくりに資する施設整備」の事例

「まちづくりに資する施設整備」については、「地域住民等交流施設整備事業」「観光拠点整備事業」「水辺の景観形成事業」「古いまちなみ保全事業」の4事業により構成しており、空き家・空き部屋等の活用により、次のような施設等の整備を想定しております。

- ・子育て中のママたちの情報交換のためのコミュニティスペース
 - ・地域住民の交流を図ることのできるスペース
 - ・店舗、住宅の軒先等を活用したオープンスペース
 - ・新たな起業や雇用を創出するコワーキングスペース・シェアオフィス
 - ・地域のアーティストを応援するまちのギャラリー
 - ・地域農家と連携し、循環型社会を目指すコミュニティカフェ
 - ・一人暮らしの高齢者や放課後の子どもたちのための居場所
 - ・高齢者や生活困窮家庭の子どもを支える「まちの食堂」
 - ・観光客に情報の提供を行い、満足度を高めるための拠点施設
 - ・公共空間の活用を図るため、河川空間等の景観形成
 - ・新たな地域ブランドを開発・販売するための施設整備
- など

○ 地域住民等交流施設整備事業

多様な人のつながりを生み出す交流の場の創出を支援します。

地域住民の多様な交流を生み出し、コミュニティの再生や暮らしの充実、居住の促進を図るための子育て世代や高齢者世代の交流施設、また、新たな起業や雇用を創出するためのコワーキングスペースやシェアオフィスといったビジネス分野における交流施設などの整備に対する経費の一部を補助するものです。

《事例イメージ》



元工場を改修した交流拠点施設
(令和2年度採択事業)



キッチン付きコミュニティスペース
(令和2年度採択事業)

○ 観光拠点整備事業

観光客の増加を図るための情報提供施設や、観光資源を活かした拠点施設などの整備を支援します。

市域全体にわたって観光客が訪れるよう沼津の持つ地域資源の魅力を顕在化したり、観光客の満足度を高めたりするための拠点施設、観光情報提供施設や、観光客と地元住民、観光客同士が交流できる拠点施設等の整備に対する経費の一部を補助するものです。

《事例イメージ》



旅館を改修したカフェ・コワーキングスペース整備
(令和3年度採択事業)



地元食材を使ったパン工房
(令和元年度採択事業)

○ 水辺の景観形成事業

沼津市の自然景観の重要な構成要素である、市街地を流れる狩野川や、7つの海水浴場、千本松原などで構成される変化に富んだ海岸線といった水辺空間において、修景やにぎわい創出のため、水辺に面する建築物のファサード改修による借景や緑化といった水辺空間を積極的に活用した施設改修の際の経費の一部を補助するものです。

《事例イメージ》



狩野川に面した展望テラス
(平成30年度採択事業)



水辺の建築物のファサード改修

○ 古いまちなみ保全事業

市内に点在する伝統的建築物に集客力を付与するとともに、地域の歴史や文化の再認識、誇りや愛着の醸成を目的として、古民家や蔵などをカフェや店舗などに改修する際の経費の一部を補助するものです。

《事例イメージ》



古い木造家屋を改修した店舗
(平成29年度採択事業)



古民家を改修したシェアオフィス
(令和2年度採択事業)

3 応募対象者

沼津市内で実施される「まちづくりに資する施設整備」であれば、沼津市民（個人・団体）に限らず、幅広く応募することができます。（法人格の有無は問いません。）

ただし、次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 納期限の到来した市民税に未納がないこと。
- ② 規約等により団体の代表者及び運営に必要な事項を定めていること。（団体のみ）
- ③ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

4 支援内容

(1) 施設整備事業（4事業）

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 地域住民等交流施設整備事業 | ② 観光拠点整備事業 |
| ③ 水辺の景観形成事業 | ④ 古いまちなみ保全事業 |

施設整備事業 ①～④いずれも

補助率：対象経費の2分の1 交付限度額 100万円

（当該施設等の所有が個人及び営利企業以外に属する場合、
または当該施設等が継続的にまちづくり活動に使用される
場合は補助率を5分の4以内とします。）

※詳細については、ご相談ください。

※ 本事業は予算に限りがあるため、採択されても上記の通りの交付額とならない場合があります。

5 対象経費

対象となる経費は「まちづくりに資する施設整備」を実施するうえで必要不可欠と認められる経費であり、下表の区分に該当するものとします。

施設整備事業(4事業)

区 分	備 考
設 計 費	設計費、デザイン費（工事の実施を伴う場合）
工 事 費	仮設工事費、内外装工事費、電気工事費、給排水工事費等 （2者以上の見積書を添付すること）
原 材 料 費	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工事用原材料購入費
そ の 他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの

※補助対象とならない経費の例

- ・ 工事の実施を伴わない設計費、デザイン費
- ・ 什器、家具、備品等の購入費（作り付けのものは可能）
- ・ 工具、工事用機械、工事作業用品等の購入費
- ・ 指定検査機関等が行う建築確認や完了検査の費用
- ・ その他補助することが適当でないと認められる経費

6 事業期間

令和5年8月1日～令和6年3月31日の間で設定してください。

7 応募までの流れ

応募にあたっての事前相談、書類受付、提出書類の詳細は、次のとおりとなります。

(1) 事前相談

受付期間 6月23日まで 午前8時30分～午後5時まで（土日・祝日を除く）

※ 応募する場合は、必ず事前相談を行ってください。

6月23日（金）までに事前相談がない場合については、応募書類は受け付けません。

相談窓口 沼津市役所 2階 政策推進部 地域自治課（協働推進係）

電話番号 055（934）4807

(2) 書類提出

受付期間 令和5年6月8日（木）～令和5年6月30日（金）

午前8時30分～午後5時まで（土日・祝日を除く）

提出先 沼津市役所 2階 政策推進部 地域自治課（協働推進係）に持参または郵送（郵送の場合は期限までに必着のこと）

(3) 提出書類

応募の際に提出する書類は、次のとおりとなります。

提出書類は、沼津市ホームページに掲載のほか、沼津市役所2階地域自治課窓口にて配布しております。

① 指定様式

ア 応募申請書 （第1号様式）

イ 事業計画書 （第2号様式）

ウ 収支予算書 （第3号様式その2）

※必ず最新の様式を使用して作成してください。

② 添付書類

申請者の属性(個人・団体)ごとに添付する書類が異なります。

	個人	団体
法人登記事項証明書(法人のみ)		○
団体概要調書		○※1
構成員名簿		○※1
規約又は会則		○※1
本人確認書類	○※2	○※2
市民税納税証明書	○※3	○※3
委任状及び受任者の本人確認書類	○※4	○※4
決算書の写し(直近2カ年分)	○※5	○※5
ハード概要調書	○	○
物件の位置図	○	○
物件の現況写真	○	○
物件の権利関係を示す書類 (賃貸借契約書等)	○	○
物件の固定資産税の課税証明書又は 登記簿謄本(自己所有物件のみ)	○	○
設計費・工事費の見積書等の写し	○	○
設計図、完成予定図等の図面	○	○
その他市長が必要と認める書類	○※6	○※6

- ※1 沼津市内の自治会・沼津市が所管するNPO法人は不要です。
法人登記事項証明書を提出した法人も不要です。
- ※2 個人・任意団体は、本人又は代表者の住民票の写し、若しくはこれに相当する書類の写しを提出してください。
沼津市内の自治会、沼津市が所管するNPO法人は不要です。
なお、住民票の写しを提出する場合は、個人番号が記載されていないものを提出してください。
- ※3 沼津市外の住民、沼津市外に所在地を有する団体等が応募する場合は、それぞれ所管の自治体が発行する納税証明書を提出してください。
沼津市民、市内に所在地を有する団体が応募する場合は不要です(納税状況調査の同意があった場合)。
- ※4 応募者本人又は団体代表者以外の者が申請書を提出する場合は、委任状及び受任者の免許証などの受任者本人の確認ができる書類の提出が必要となります。
- ※5 事業者が応募する場合(任意・法人を問わず)については、直近2カ年分の決算書の写しを出してください。事業開始から間もない事業者であり、直近2カ年分の決算書が提出できない場合については、直近年度の予算書の提出を求める場合があります。
- ※6 内容を確認するため、関係する書類の提出を求めることがあります。

8 事業選定

(1) 事業選定の流れ

応募された活動は、「沼津市民間支援まちづくりファンドアドバイザー会議」の委員による評価を踏まえ、市が採択・不採択の決定を行います。

評価方法は、応募者によるプレゼンテーション(パワーポイント、レジュメ等により原則として5分以内)、各委員によるヒアリング(20分)を踏まえ、評価基準に従い採点を行います(以下「プレゼンテーション審査」という。)

プレゼンテーション審査は、次のとおり開催を予定しています。

日 時 令和5年7月23日(日)予定
(オンライン形式によるプレゼンテーション)

プレゼンテーション審査は、原則として全ての応募案件で実施する予定ですが、応募状況によって、一部は書類審査のみとなる場合もあります。プレゼンテーション審査のスケジュールは、7月12日(水)頃までにお知らせします。

(2) 評価基準

アドバイザー会議の委員による評価は、次に示す「評価基準」に基づき点数評価を行います。(各項目10点:60点満点)

評価基準

視点	内 容
公益性 ・ 必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 公共的なニーズに対応した、地域のまちづくりの推進に貢献する活動であるか。・ 不特定多数の住民の利益につながるものであるか、事業の成果(効果)の受益に偏りがいないか。・ まちの活性化や魅力づくりのために意義あるものであるか。・ 補助金の交付が有益で質の高い事業展開につながるか。
地域性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特性や資源を生かすための観点や工夫がみられるか。・ 地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるものか。
先導性	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくり活動として、申請者ならではの着眼点が活かされているか。・ 事業の発想や内容、手法に新規性、チャレンジ性、独創性があるか。
発展性 ・ 継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 活動水準の向上や活動範囲の広がりなど、活動の活性化や波及効果が期待できるものであるか。・ 住民や地域、他団体などとの連携を図るきっかけづくりとなるか。・ 事業の実施により継続的・自立的な取り組みが期待できる工夫がされているか。・ 積極的な財源確保の取り組みがなされているか。
実現性 ・ 妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的と事業内容は合致しているか。・ 事業内容、予算の積算、自己資金の準備、スケジュール等が計画的で実現可能なものであるか。・ 各種法令は順守されているか、関係者との調整に問題はないか。・ 予算の算出が適正であり、費用に対する事業の効果は妥当であるか。
活動に対する 熱意	<ul style="list-style-type: none">・ 申請者が是非とも行いたい、自発的かつ主体的な活動であるか。・ 活動の動機に熱意が感じられるものであるか。

9 採択決定

採択・不採択の決定については、書面にてお知らせすると同時に、採択事業は市ホームページに掲載します。

10 補助金の支払い方法

補助金の支払い方法は、事業完了後の精算払いとなります。

精算時には、対象経費の領収書が必要となりますので、ご了承ください。

11 協定の締結

ハード部門の採択を受け整備した施設については、事業計画書の趣旨に沿った活用（原則として5年以上）をしていただくため、施設の管理・運営に関して、市と協定を締結していただきます。

12 事業内容の変更・中止

やむを得ない事情により、事業内容の変更及び中止を行う場合は、事前に必要な書類を揃え、地域自治課の承認を受けてください。

その場合、補助金の交付確定額が変更となる場合がありますのでご了承ください。

なお、事業内容の変更状況により、補助金交付決定額の見直しを行いますが、事業拡大による助成額の増額については認めておりません。

13 報告書の提出・活動発表

事業が終了しましたら、事業完了日から起算して14日以内に事業実績報告書と収支決算書を提出していただきます。

収支決算書には、補助対象となる経費の領収書等の添付が必要となります。

また、翌年度には「まちづくり活動」の成果を検証する活動発表会に出席していただきます（必須）（令和6年8～9月頃を予定）。

14 広報ぬまづの活用

イベント等の実施にあたって、事前に市民から参加者を募るもの、市民への周知をすることによって更なる効果が見込まれるものは、「広報ぬまづ」への掲載を行います。

原稿締切日は、発行を希望する広報紙の1か月前となりますので、原稿締切日の1週間前までに、地域自治課と掲載内容について協議をしてください。

15 事業の取材

「沼津市民間支援まちづくりファンド事業」を多くの人に活用していただくため、広報ぬまづ・沼津市ホームページ等において、採択事業の紹介を行いますので、取材の協力をお願いします。

16 その他

応募にあたって、Q&Aをご一読ください。

補助金の交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

17 問い合わせ

当事業について不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

沼津市役所 政策推進部 地域自治課（協働推進係）

電話番号 055 (934) 4807